

定 款

昭和18年8月31日制 定
平成28年6月27日一部改定

第1章 総 則

第1条 当社は、中部証券金融株式会社と称し、英文ではCHUBU SECURITIES FINANCING CO., LTD. と表示する。

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 信用取引等の決済に必要な金銭又は有価証券を、名古屋証券取引所が開設する取引所金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける業務
- (2) 金融商品取引業者又はその顧客に対し、金銭を貸し付ける業務（第1号に掲げる業務を除く）
- (3) 有価証券の担保を徴して金銭を貸し付ける業務（第1号及び第2号に掲げる業務を除く）
- (4) 有価証券の貸借（第1号に掲げる業務を除く）又は有価証券の貸借の媒介もしくは代理業務
- (5) 有価証券の受渡しに関する代理業務
- (6) 有価証券の管理及び保管に関する業務
- (7) 有価証券（先物等デリバティブズを含む）又は各種債権の取得又は譲渡
- (8) 国債の元利金支払いの代理業務
- (9) その他前各号に付帯又は関連する業務

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、中部経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 当社の発行可能株式総数は、160万株とする。

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

第9条 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱い規程による。

第3章 株 主 総 会

第12条 定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

第13条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故又は欠員あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条 株主総会の議決は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める議決は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の議決

によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条 取締役会を招集するには、各取締役に對し会日の2日前までに通知を發するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第22条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。ただし、金融商品取引業者の役員・従業員である者は、代表取締役に選定することができないものとする。

第24条 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第30条 取締役会において必要と認めるときは、相談役及び顧問を置くことができる。

第5章 監査等委員会

第31条 監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対し会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第34条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

3. 配当金には利息を付けない。

附 則

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議によって、第83期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。